

## 浜松市予防接種健康被害救済措置事務処理要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市が実施した予防接種により健康被害を受けた者(以下「被害者」という。)に対する予防接種法(昭和23年法律第68号)第15条第1項の規定による救済措置(以下「救済措置」という。)を迅速かつ円滑に行うため、必要な事項を定める。

### (状況の把握)

第2条 市長は、被害者若しくはその保護者から予防接種による健康被害が発生した旨の通報があったときは、関係する医療機関、予防接種担当課等と協力して、速やかにその状況を把握する。

2 市長は、前項の規定により予防接種による健康被害の状況を把握したときは、予防接種健康被害報告書(様式第1号)を作成する。

3 被害者若しくはその保護者が救済措置を希望する場合は、被害者若しくはその保護者に対して、予防接種健康被害救済措置申請書(様式第2号)に、請求する各給付に係る請求書及び添付書類を添えて、健康医療課に提出するよう依頼する。

### (委員会への諮問)

第3条 市長は、被害者若しくはその保護者から予防接種健康被害救済措置申請書(様式第2号)等が提出された場合は、当該被害者に係る健康被害について、浜松市予防接種健康被害調査委員会条例(平成21年3月24日施行)に基づく浜松市予防接種健康被害調査委員会(以下「委員会」という。)の調査審議に付さなければならない。

### (専門医師の派遣要請)

第4条 市長は、委員会の開催に当たり、静岡県に対して専門医師の派遣を要請する。

### (委員の選任)

第5条 市長は、市内の医師会があらかじめ選任した委員候補者及び静岡県が派遣する専門医師をもって委員会を組織する。

### (委員会事務局の組織)

第6条 委員会の事務局は、医療担当部長、保健所長、健康福祉部次長(健康医療課長)、健康増進課長、健康医療課の職員等で組織する。

### (判定依頼の進達)

第7条 市長は、委員会の調査審議終了後、委員会から提出された委員会報告書に「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について」(昭和52年3月7日衛発第811号 各都道府県知事宛 厚生省公衆衛生局長通知)に規定された書類を添付

し、静岡県知事を経由して厚生労働大臣へ進達する。

（医師会等との協力）

第8条 市長は、救済措置の事務処理に関し、医師会その他関係機関と情報交換等の連絡を密にし、その協力を求めるものとする。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月31日から施行する。

様式第 1 号(1/2)

予防接種健康被害報告書			
1 予防接種の種類、定期・臨時の別及び回数			
2 予防接種を行った医師及び補助者の氏名・年齢	医師	( 歳)	
	補助者	( 歳)	
3 被接種者の氏名・性別、生年月日及び住所	被接種者	氏名	(男・女)
		生年月日	年 月 日
		住所	浜松市
	保護者	氏名	
4 接種液の製造者の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称		
	住所		
5 接種液の製造年月日、製造番号及び検定合格年月日	製造年月日	年 月 日	
	製造番号		
	検定合格年月日	年 月 日	
6 健康被害の内容	イ 発見の動機		
	ロ 既往症(乳幼児の場合は生下時体重及び出生時の状況)		
	ハ 主要症状		
	ニ 予防接種を受けた年月日及び予防接種後の経過		
	ホ 検査成績		
	ヘ 転帰年月日		
	ト 家族歴		
	チ その他		

様式第 1 号(2/2)

7 健康被害のあった被接種者を含む集団の状況	
8 推定される健康被害の原因	
9 その他の参考事項	

作成後、委員会事務局内で回覧すること。

年 月 日作成  
(作成者) 所属：  
職名：  
氏名：

様式第 2 号

予防接種健康被害救済措置申請書

平成 年 月 日

浜松市長 様

住所  
申請者  
氏名 印

次により予防接種健康被害の救済措置給付の申請をします。

被 接 種 者	住所		電話	
	氏名	(男 ・ 女)		
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)		
	予防接種の種類 及び接種年月日	予防接種名		
		接種年月日	年 月 日	
保 護 者	住所		電話	
	氏名		続柄	

申請者は、健康被害者本人若しくは保護者名を記入して下さい。